

事務連絡  
令和3年6月25日

都道府県私立学校主管部課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

災害が発生するおそれのある段階からの避難所としての研修所、  
宿泊施設等の貸出の協力依頼について（依頼）

このことについて、内閣府政策統括官（防災担当）から別添のとおり依頼がありました。

については、都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課及び大学を設置する学校設置会社におかれては、設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校及び学校設置会社に対して、所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出への協力を依頼いただくとともに、貸出が可能な施設がある場合には、当該学校、学校法人、学校設置会社から当該施設が立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨をお伝えいただき、当該市町村の関係部局とよく連携・調整を図ったうえで貸出を進めていただきますようお願いいたします。

（別添）

「災害が発生するおそれのある段階からの避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について」（令和3年6月17日付け府政防第741号）